

【表紙】

【提出書類】

訂正報告書

【根拠条文】

法第27条の25第3項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

TMI総合法律事務所
弁護士 後藤 一光

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】

【提出日】

平成30年6月13日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アルバック
証券コード	6728
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者/1)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Taiyo Fund Management Co. LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

2【提出者(大量保有者/2)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー (Taiyo Hanei GP, Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト(ケイマン)・エルティディー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

3【提出者(大量保有者/3)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

4【提出者(大量保有者/4)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー (Taiyo Maki GP, LTD)

住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト(ケイマン)・エルティエディー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

5【提出者(大量保有者/5)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー (Taiyo Hinata GP LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、センタービル・ロード2711、スイート400
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年6月5日 (変更報告書No.1:提出日 平成30年6月12日)
訂正事項	第2 [提出者に関する事項] 2 [提出者(大量保有者)/2] (2) [保有目的] (3) [重要提案行為等] (訂正箇所には下線を付しております。)

訂正前

第2 [提出者に関する事項]

2 [提出者(大量保有者)/2]

(2) [保有目的]

(3) [重要提案行為等]

訂正後

第2 [提出者に関する事項]

2 [提出者(大量保有者)/2]

(2) [保有目的]

(3) [重要提案行為等]

状況に応じて重要提案行為等を行う予定である。